

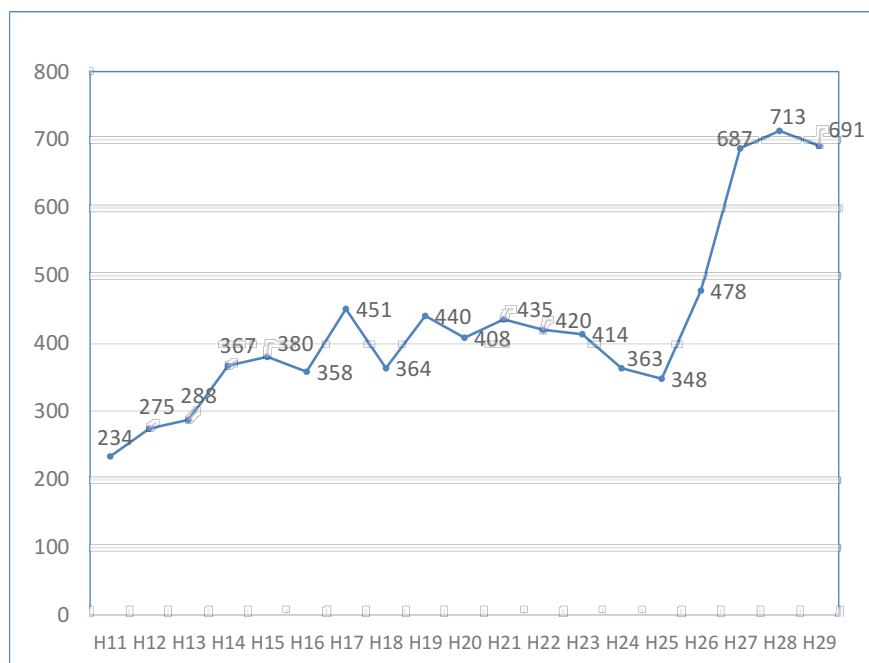
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携



(1) 児童虐待防止対策の充実

全国の児童相談所における平成29年度の児童虐待に関する相談対応件数は133,778件で、児童虐待防止法施行前の平成11年度と比較し、約11.5倍となっています。一方、本県の児童相談所における平成29年度の虐待相談対応件数は691件で、平成11年度の約3.0倍となっています。

図12 児童相談所の児童虐待の対応件数



本県では相談支援体制の整備・強化や関係機関との連携等を進め、虐待の未然防止や早期発見、早期対応などに取り組んできましたが、市町村における児童虐待の相談対応件数は平成29年度1,014件あり、県全体としては、依然として増加傾向にあります。

このため、引き続き児童相談所を中心とした相談支援体制の強化に努めるとともに、市町村や福祉・保健・医療・教育・警察等、関係機関と更なる連携を図り、児童虐待防止対策に取り組む必要があります。

ア 発生予防の取組

【現状と課題】

児童虐待が起こる背景としては、経済的な問題や少子化・核家族化の影響による子育て家庭の孤立化、地域の子育て機能の低下を背景とした養育力が不足している家庭の増加、若年妊産婦に対する周囲のサポート不足等、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられています。

このため、保健所においては、小児慢性特定疾患児や精神疾患等で養育支援が必要な家庭に対し、相談支援や個別訪問支援を通して、予防的視点から児童虐待の防止に取り組んでいます。

また、各市町村においては、未熟児や障害を持った児童等への相談支援や個別訪問及び教室等の集団支援、さらに乳児家庭全戸訪問事業等で把握した虐待ハイリスクや要支援者に対する支援が行われています。しかしながら、そのような家庭を支援する養育支援訪問事業が実施されていない市町村もあることから、事業実施を促す必要があります。

【今後の取組】

虐待に至るおそれのある様々なリスクを早期から把握し、支援に繋がっていくことが虐待の発生予防となります。

このため、保健師等が子育て家庭を訪問し、相談や情報提供を行い、支援を必要とする家庭に対しては適切なサービスに繋げるよう、取り組みます。

また、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するため、子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う場を拡充するよう取り組みます。

さらに、児童虐待の発生予防・早期発見には児童や保護者と直接関わる関係機関に対し、児童虐待に関する理解を深め、県や市町村への通告義務等に関する共通認識を図る必要があることから、保育所や幼稚園、小学校における職員への研修といった取組を広げていきます。

併せて、養育支援訪問事業未実施の市町村に対し、助言等を通じて事業実施に向けた支援を行います。

これらの取組を通して、児童相談所と市町村の役割分担の下連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応を強化していきます。

若年妊産婦に対しては、母子健康包括支援センターによる子育て支援や若年妊産婦の居場所づくりを促進するなど、社会的サポートを強化します。

【具体的な支援策】

- ① 乳幼児健診時における健康相談及び育児相談、未受診世帯への訪問支援
- ② 地域における母子保健推進員、児童委員活動の推進
- ③ 地域子育て支援拠点事業の活用促進
- ④ 虐待予防研修会や事例検討会の開催
- ⑤ 未熟児等虐待ハイリスク者への支援（未熟児教室、長期療養児親の会支援）
- ⑥ ハイリスク家庭への対応を行う職員の支援技術の向上（各種研修の受講）
- ⑦ 市町村との連携による、保育所や幼稚園、小学校の職員に対する講演会・研修等の実施
- ⑧ 養育支援訪問事業の実施促進
- ⑨ 母子健康包括支援センター・若年妊産婦の居場所の運営支援による

イ 児童相談所の体制の強化

【現状と課題】

児童虐待を防止するためには、発生予防対策から虐待を受けた子どもの保護、自立に至るまでの支援、さらに親への指導など、様々な機関が長期間にわたって支援していくことが必要です。

その中心である児童相談所については、一時保護の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施するための専門機関としての機能の充実が求められています。

児童相談所では、児童虐待に対応するため、児童福祉司、児童心理司等の増員を行ってきたほか、平成17年に子ども虐待ホットラインを開設し、平成19年に中央児童相談所八重山分室を設置し、平成23年にコザ児童相談所一時保護所を設置し、平成29年度に中央児童相談所宮古分室を設置するなど、体制の強化を進めてきました。

虐待防止については、児童福祉法等の改正や児童虐待防止対策体制総合強化プランの策定等により、通告後48時間以内の安全確認や児童相談所の体制強化などの機能強化が求められています。

【今後の取組】

児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所の児童福祉司の増員などによる体制や専門性の強化を図り、機能の充実などに取り組みます。

【具体的な支援策】

- ① 児童福祉司スーパーバイザー及び児童心理司スーパーバイザーの養成、確保
- ② 各種研修の実施、派遣等による、児童相談所職員の相談援助やカウンセリング等の職務遂行力の向上
- ③ 一時保護中の子どもの処遇改善のための一時保護機能の充実

ウ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

【現状と課題】

児童虐待の防止については、住民に身近な市町村における取組が重要ですが、市町村の児童相談窓口には、非正規職員や他の業務を兼任する職員が多く、児童福祉司と同等の資格を有する職員が少ない状況にあります。このため、児童家庭相談に的確に対応出来るよう児童福祉司たる資格を有する職員の配置や、職員の資質向上のための研修会への参加等を市町村に促していく必要があります。

また、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会は全市町村設置されていますが、市町村によっては会議運営のノウハウや職員の専門性が十分でない状況があることから、

協議会の活性化や専門性の強化を図るための支援を行う必要があります。

併せて、児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応のために、女性相談所や福祉事務所、保健所のほか、警察、医療、教育など多様な機関との役割分担及び連携を一層強化していく必要があります。

さらに、市町村において子どもとその家庭、妊産婦等を対象として実情の把握、相談対応などを行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置が平成31年4月1日現在1市にとどまっていることから、設置を促進する必要があります。

市町村においては、同一の機関が子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することがより効果的であり、それぞれを別の機関が担う場合には、適切に情報共有し、連携して対応することが必要です。

【今後の取組】

市町村の児童相談窓口体制強化に向け、職員の資質向上の観点から児童相談所職員との人事交流や研修を行います。

要保護児童対策地域協議会の活性化や職員の専門性強化については、児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置するなどし、支援の充実を図ります。

また、平成22年に設置した沖縄県要保護児童対策地域協議会を通じて、市町村協議会の活動支援に取り組みます。

児童相談所と関係機関の連携を密にし、情報共有の徹底を図ります。

すべての市町村に子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターが設置されるよう支援を行います。

【具体的な支援策】

- ① 児童相談所と市町村との人事交流
- ② 児童相談担当職員の資質向上に資する研修の実施
- ③ 児童相談所への市町村支援担当児童福祉司の配置
- ④ 沖縄県要保護児童対策地域協議会やその構成機関を通じた市町村協議会への支援
- ⑤ 地域協議会への専門性を有する職員の配置の促進
- ⑥ 子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターの設置に向けた助言等の支援
- ⑦ 児童相談所と関係機関等との情報共有による、児童虐待対応についての共通認識の醸成

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

【現状と課題】

児童虐待防止法では、児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合、国及び地方公共団体は事例の分析を行うとともに、虐待防止のために必要な調査研究および検証を行うこととなっています。

本県においても、死亡事例に対する検証を実施するとともに再発防止

対策に取り組んできましたが、児童虐待により子どもが犠牲となる事件が繰り返し発生しており、検証作業の継続的な実施と、さらなる再発防止対策の徹底を図る必要があります。

【今後の取組】

虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよう、再発防止に向けた取組を進めます。

【具体的な支援策】

- ① 虐待死亡事例の検証で提言された内容を踏まえた再発防止策の着実な実施
- ② 重大事例が生じた場合の、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会における当該事例の検証の実施

オ 虐待防止の周知・広報

【現状と課題】

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないとしています。

平成29年度に児童相談所や市町村へ近隣から寄せられた虐待に関する相談件数は76件となっておりますが、今後も、通告の意義についての意識啓発や、通告先・通告方法の周知、児童虐待防止のためのネットワークである要保護児童対策地域協議会の周知を十分に行う必要があります。

【今後の取組】

児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取組を行っていきます。

【具体的な支援策】

- ① 県の広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用した児童虐待防止の周知
- ② 子どもに関わる様々な関係機関・団体等に対し、会議・研修の場を通じた虐待防止に係る広報・啓発の推進

(2) 社会的養護体制の充実

児童虐待が増加する中、本県における社会的養護を必要とする児童（施設や里親委託等の措置児童数）の児童人口における割合は、近年高い水準で推移しており、今後も同様な傾向が続くものと見込まれます。

このような子どもたちを家庭と同様の養育環境又はできる限り良好な家庭的環境で養育することを目指して、里親委託や養子縁組、施設の小規模かつ地域分散化を更に推進する必要があります。

本県は全国と比較して里親委託率が高い割合で推移していますが、更なる里親等委託の推進や施設の小規模化や地域分散化を進めていくためには、里親等や施設に対する支援の拡充が必要です。

引き続き、専門的ケアの充実や人材育成、児童の自立に向けた支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、子どもの権利擁護の強化を図るなど、社会的養護体制の充実に取り組みます。

ア 家庭的養護の推進

【現状と課題】

国は社会的養護が必要な児童について、里親等の家庭養育を原則的に優先することとし、これらが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境で養育する方針を示しており、里親等への委託や養子縁組、施設の小規模かつ地域分散化をより一層進める必要があります。

本県における里親等委託率は全国に比べ、高い割合で推移していますが、里親の高齢化が進んでいることや、近年増加傾向にある乳幼児の一時保護委託に対応できる里親が不足しており、新たな里親を開拓・育成する必要があります。

また、家庭的養護として施設の小規模かつ地域分散化を推進、実施するためには、養育単位が増えることに伴う職員の確保や人材育成が必要です。さらに、施設整備については、本体施設小規模化のための改築や改修、地域小規模児童養護施設開設のための物件確保等を行う必要があります。

【今後の取組】

里親支援については、児童相談所が中心となって施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、里親会その他里親支援機関等と連携し、里親等の新規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交流に取り組みます。

また、養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の取組・運営を支援し、養子縁組制度の更なる活用を促進します。

施設の小規模かつ地域分散化については、各施設が策定する人材確保や施設整備等の計画（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化計画）及び県が策定する都道府県社会的養育推進計画に沿い、移行が可能な施設から順次進めていきます。

【具体的な支援策】

- ① 里親の新規開拓や研修等による里親の確保と資質向上
- ② 児童相談所や里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業、その他里親支援機関等による里親への支援
- ③ 里親からファミリーホームへの移行を適宜促進
- ④ 養子縁組あっせん機関の運営等に必要な支援の実施

イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

【現状と課題】

要保護児童については、今後も大幅に減少する事はないと見込まれています。その中には、被虐待児童や発達障害児など専門的なケアを必要とする子どもも多く含まれており、特にケアニーズが高い子どもに対しては、医療職など多様な専門職による集中的なケアを行う必要があります。

このような子どもたちの適切な支援を図り、社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設等に対し、医師、看護師、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置や、職員の支援技術向上のため、研修体制の整備を進める必要があります。

【今後の取組】

要保護児童数や専門的なケアを必要とする子どもの状況、児童養護施設等の機能見直し等の動向を踏まえ、これに対応するために必要な人材の確保、専門性の向上を図るための研修体制の整備を推進します。

また、心理的・精神的問題を抱える子どもたちに、生活支援を基盤とした心理治療を行う、児童心理治療施設による専門的な支援体制の構築及び強化を図ります。

【具体的な支援策】

- ① 医療職等専門職の確保に向けた支援や専門性の向上を図るための、施設等の職員を対象とした研修会の開催
- ② 心理的ケアを専門的に行う児童心理治療施設の円滑な運営と連携を図るため定期的な会議の開催

ウ 自立支援の充実

【現状と課題】

児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されていますが、児童養護施設や里親家庭で養育されている子どものうち、退所後の生活が不安定で、継続的な養育が必要な場合は、20歳まで施設入所を延長することが出来ることになっています。しかし、新たに児童養護施設等への入所を必要とする子どもが多い中、高校を卒業した子どもたちのほとんどが、就職又は進学等により施設等を退所しています。

施設や里親家庭を離れて生活を始めた者の中には、保護者等からの支援が受けられないなど、自立することが困難な状況に陥ることが多くあります。

県内には、このような子どもが入居し、就労への援助、日常生活についての援助などを受ける自立援助ホームが2か所設置されています。

自立援助ホームで生活したくても、就労先が遠く、入居を断念せざるを得ない場合もあることから、現在2カ所しかない自立援助ホームの設置を促進し、利用者を増やしていく必要があります。

また、児童の自立的生活の形成・維持に向けて、措置解除後の生活・就労に関する相談の実施、生活費等の自立支援資金の貸付、民間による大学進学に伴う入学金や授業料等の奨学金、運転免許取得費の一部免除等の取組が行われています。今後も引き続き、個々の必要性に応じた自立支援策を実施していく必要があります。

【今後の取組】

児童養護施設等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、施設等の退所までに自立生活能力に必要な基本的な知識と経験が得られるような養育を行う必要があります、そのための支援体制整備に取り組みます。

また、退所後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的な支援に取り組みます。

【具体的な支援策】

- ① 社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターが中心となり、措置解除予定の児童に対しそれぞれに必要な支援を継続支援計画で定め、措置解除後に包括的な支援を実施
- ② 児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立を支援するための、自立援助ホームの設置等児童自立生活援助事業の推進
- ③ 生活基盤が安定するまで支援が必要と認められる児童への、18歳以降の措置延長の実施
- ④ 社会的養護の下で育った子ども等が円滑に地域生活を送るために必要な支援体制の整備促進
- ⑤ 民間による児童の自立支援に関する取組の促進

エ 家庭支援及び地域支援の充実

【現状と課題】

近年の児童虐待相談対応件数の増加に伴って、児童相談所は緊急かつより高度な対応が求められるようになる中、児童や家庭に関する地域住民の相談にきめ細やかに対応できる身近な支援体制を構築する必要があります。

国は里親等を含む在宅家庭への支援体制の充実を図る方策として、児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換を図る方針を示しており、本県におけるニーズを把握した上で、対応していく必要があります。

母子家庭等の母親と子どもについては、家庭養育優先原則に基づき、可能な限り分離されることのないよう支援をしていく必要があります。

【今後の取組】

家庭及び地域支援体制の構築を図るため、現在児童相談所の補完的役割を担う目的で県内2か所（名護市・宮古島市）に設置されている児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭その他からの相談、市町村の求めに応じた技術的助言、里親家庭等への支援を行います。また、

児童養護施設等における高機能化及び多機能化・機能転換の見込みに応じて、必要な支援に取り組みます。

県内3か所に設置されている母子生活支援施設については、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、母子を分離せずに支援ができることを踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知を図ります。

【具体的な支援策】

- ① 家庭支援機能の充実・強化を図るため、児童家庭支援センターの活用促進
- ② 児童相談所、福祉保健所、市町村、児童福祉施設、児童家庭支援センター、警察その他の関係機関との連絡会議の開催等、家庭支援に関する役割分担と連携の推進
- ③ 家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等の配置と積極的な活用等、施設による家庭及び地域支援の推進
- ④ 母子生活支援施設について、そのニーズに応じて利用されるよう市町村等関係機関に周知
- ⑤ 各家庭に応じた総合的な自立支援の実施

オ 子どもの権利擁護の推進

【現状と課題】

施設等に措置されている子どもが施設内で虐待されるなど、本来子どもの権利を守るべき施設において、権利の侵害が起こることは許されるものではありません。

児童福祉法の改正により、施設職員等による児童虐待防止のための枠組みが規定されたところであり、子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等への虐待防止のための措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要があります。

【今後の取組】

被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等を定めたガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備に取り組めます。

また、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、平成24年度から義務化された第三者評価の受審を進めていきます。

さらに、代替養育者である施設職員や里親以外の第三者が子どもからの意見を聴取出来る仕組みを構築していきます。

【具体的な支援策】

- ① 関係機関や関係施設との連絡会議等による、被措置児童等虐待対応ガイドラインの周知と意識の共有化、連携の強化
- ② 子どもの権利擁護や被措置児童等虐待について、施設職員や関係機

関職員に向けた研修等を実施

- ③ 子どもの権利ノート等を通じた、子どもの権利擁護に関する周知
- ④ 広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用した、被措置児童等虐待防止の周知
- ⑤ 第三者評価の受審・公表の推進による、施設におけるケアの質の向上
- ⑥ 社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターや生活相談員等による、子どもからの意見を聴取する仕組みの構築

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

平成30年度に実施した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」（以下、「実態調査」という。）によると、本県のひとり親世帯は、母子世帯が約2万9千世帯、父子世帯が約4千世帯と推計されます。県内の世帯総数約59万世帯に占める割合（出現率）は、母子世帯が4.88%、父子世帯が0.74%となっており、全国と比べて約2倍の高さとなっています。

ひとり親家庭においては、子育てと生計維持を一人で担っているため、就業をはじめ、育児や教育、住居等の問題など、日常生活全般にわたり様々な困難を抱えています。

これまで県においては、ひとり親家庭の子どもの成長を支援し、その健全な育成を図るため、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保、経済的支援の4つの施策を柱に、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に向けた総合的な支援に取り組むとともに、相談支援体制の強化を図ってきました。

平成26年度には「母子及び寡婦福祉法」の改正により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられたことから、県においても父子家庭への支援の拡充を図っています。

しかしながら、実態調査によると、母子世帯及び父子世帯の7割を超える世帯が「生活が苦しい」と感じており、その生活は依然として厳しい状況にあります。県が平成27年度に実施した「子どもの貧困実態調査」によると、沖縄県の子どもの貧困率は全国の約2倍となる29.9%、母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%と、子どもを取り巻く厳しい実態が明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、平成28年3月に策定した「沖縄県子どもの貧困対策計画」においては、ひとり親家庭に対する自立支援の取組方針を盛り込み、関連計画として連携を図っています。ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進は、子どもの貧困対策にも資することから、国の施策動向も踏まえながら、各種支援策を推進していくことが重要です。

また、かつて母子世帯であった寡婦は約1万世帯と推計され、年齢が高いことなどから仕事や働き方に困難を感じているほか、自身の健康面に不安を抱えている状況です。

祖父母などが子どもを養育する養育者世帯は、60歳以上の養育者が4割を占めており、子育てや教育に不安を抱える世帯が多くなっています。

このように、ひとり親家庭等が抱える課題は各家庭で異なることから、

県では、国の施策動向及び本県のひとり親家庭等の実情やニーズを的確に捉えたきめ細かな支援施策を幅広く展開し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進に取り組むとともに、子どもの健全育成を目指していきます。

表8 ひとり親世帯出現率（全国との比較）

| | 前回 (沖縄:H25、全国:H23) | | 今回 (沖縄:H30、全国:H28) | |
|----|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | 母子世帯 | 父子世帯 | 母子世帯 | 父子世帯 |
| 沖縄 | 5.46% | 0.90% | 4.88% | 0.74% |
| 全国 | 2.65% | 0.48% | 2.47% | 0.37% |

出典：沖縄県「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」

ア 就業支援策の充実

【現状と課題】

平成25年に施行された、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法において、地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとされていることから、県では、ひとり親家庭等のニーズを踏まえた就業支援に取り組んできました。

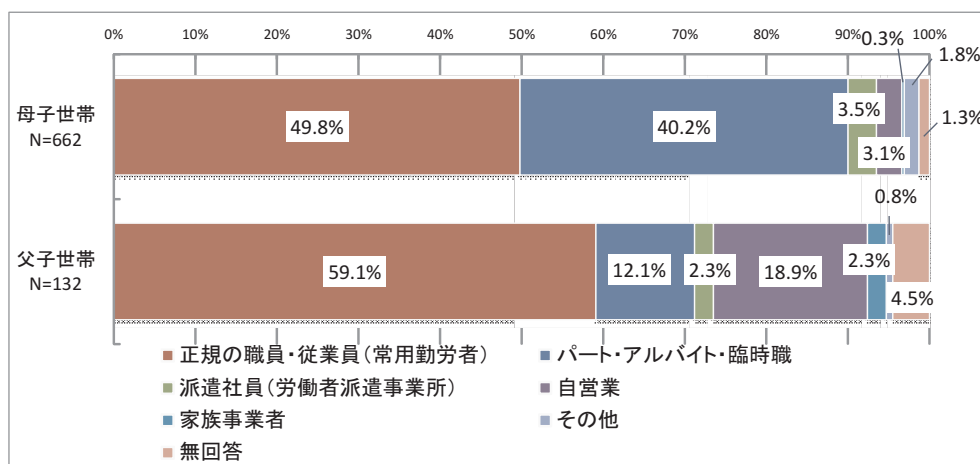
実態調査によると、ひとり親家庭等の就労状況については、母子世帯の91.2%、父子世帯の95.7%、寡婦世帯の75.0%、養育者世帯の75.4%が就労しています。母子世帯においては「パート・アルバイト・臨時職」等の非正規雇用の割合が40.2%（H25：47.1%）、自身の就労収入は200万円未満が63.1%（H25：74.8%）を占めており、いずれも平成25年度の調査と比較して改善が図られていますが、引き続き雇用の安定化に向けた取組が必要となっています。

仕事を探す上で重視することについて、母子世帯は「勤務時間」が63.5%と多いほか、「急用等の際に時間の融通がきく」といった子育てに関連すると思われる要因を重視している傾向にあります。

仕事に関する支援で特に望むことについては、「技術・資格取得の支援」（母子世帯37.2%、父子世帯33.3%）が最も多く、次いで「訓練受講の際の経済的支援」（同29.8%、同19.6%）となっています。また、母子世帯においては、「保育所や学童保育の整備」「延長保育や休日保育の充実」「病児保育の充実」など保育に関する項目の割合が高くなっています。

このことから、ひとり親家庭が安心して子育てと就労の両立を図ることができるよう、各種施策を推進する必要があります。

図13 ひとり親世帯の就労形態



出典：沖縄県「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」

表9 ひとり親世帯の年間就労収入

※()内は全国に対する沖縄の割合

| | 母子世帯 | | 父子世帯 | |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 前回 (沖縄:H25、全国H23) | 今回 (沖縄:H30、全国H28) | 前回 (沖縄:H25、全国H23) | 今回 (沖縄:H30、全国H28) |
| 沖縄 | 155万円 | 187万円 | 209万円 | 271万円 |
| 全国 | 181万円 | 200万円 | 360万円 | 398万円 |
| 全国との差 | 26万円(85.6%) | 13万円(93.5%) | 151万円(58.1%) | 127万円(68.1%) |

出典：沖縄県「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

【今後の取組】

就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報提供など、一貫した就労支援に取り組むとともに、それぞれの世帯の状況に応じた就労の選択が出来るよう、ハローワークと連携しながら、就業相談等の就業支援を実施します。

ひとり親家庭等は、就労率は高いものの不安定な雇用形態の割合が高いことから、より条件の良い仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を支援します。

また、資格取得のため養成機関等において修業する際、当該期間中の経済的支援を行います。

ひとり親家庭等の雇用促進について、民間事業者に理解を深めてもらうため、各種の助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動等を実施するほか、公的施設における母子・父子福祉団体の売店設置等の促進などにより、雇用の促進を図ります。

さらに、就業支援や雇用環境の改善に取り組む関係機関と緊密な連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を促進します。

【具体的な支援策】

- ① 就業相談・就業支援講習会・求人情報提供の実施

- ② 母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業）、高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
- ③ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施
- ④ ひとり親家庭等の資格取得の支援
- ⑤ ひとり親家庭等の雇用促進に係る民間事業者への啓発活動の実施
- ⑥ 沖縄振興開発金融公庫によるひとり親支援融資制度の周知

イ 子育て・生活支援策の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭では、離婚等により親子ともにそれまでの生活環境が大きく変化し、就業や家事等の日々の生活に追われ親が子どもにかかわる時間も限られることから、子育ての面で困難に直面することが多くなります。現在、特に不安や悩みに感じていることについても、「子育て・教育」が「家計（生活費）」の次に高い割合を示しています。

特に、仕事や就学、疾病等の理由により緊急・一時的に日常生活に支障が生じる場合があり、これらに対応するため、さらなる子育て支援の充実が必要となっています。

ひとり親家庭の親の多くは、子どもを保育所等に預けて就労している状況にあり、子育てと生計維持を一人で担っているひとり親家庭の保育サービスのニーズは非常に高い状況にあります。一方、本県は待機児童数が多く、認可外保育施設を利用する児童がいることから、ひとり親家庭の実情を踏まえた多様な保育サービスの充実が必要です。

なお、保育料等については、婚姻歴のない未婚のひとり親を対象に、地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして利用者負担額を算定する特例措置が平成30年度から実施されていることから、制度の周知を徹底し、利用を促進する必要があります。

ひとり親家庭においては、経済的理由などにより子育てに良好な住環境を有する住宅の確保が困難な状況が少なくありません。実態調査によると、母子世帯の40.3%、父子世帯の26.1%が公営住宅への入居を希望していますが、本県における応募倍率は高い状況が続いていることから、ひとり親家庭が安心して生活を営むことができる住環境の確保が必要となっています。

子育ての悩みについては、「進学」「しつけ」「学校の成績」の割合が高く、子育てに関して負担に感じることは「進学にかかる費用」が高くなっています。

就学状況別にみると、小学生と中学生では「塾代」が、高校生では「通学にかかる交通費」が高くなる傾向にあり、母子世帯の34.7%、父子世帯の27.4%が「子どもを塾に通わせたいが通わせていない」状況であり、その理由として最も多いのが「塾代が高いため」となっています。

交通費の負担については、県が平成28年度に実施した「沖縄県高校生調査」の結果から、通学費の経済的な負担が日常生活や高校進学先に影響を及ぼしている状況がうかがえます。

このように、ひとり親家庭においては、養育や教育をはじめとする子

育て全般において様々な課題を抱えていることから、各家庭の実情に応じた適切な支援を行うとともに、子どもの将来が家庭の事情によって左右されることのないよう、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

表10 子育てに関して経済的負担に感じる事（就学状況別）

| 母子家庭 | | | | 父子家庭 | | | |
|----------|------|------|----------------|----------|------|------|----------------|
| 子どもの就学状況 | 1位 | 2位 | 3位 | 子どもの就学状況 | 1位 | 2位 | 3位 |
| 就学前 | 保育料 | 進学費用 | 塾代 | 就学前 | 特になし | 塾代 | 保育料 |
| 小学生 | 進学費用 | 塾代 | 保育料 (児童クラブ) | 小学生 | 塾代 | 進学費用 | 保育料 (児童クラブ) |
| 中学生 | 〃 | 〃 | 通学費 | 中学生 | 進学費用 | 塾代 | 通学費 |
| 高校生 | 〃 | 通学費 | 塾代 | 高校生 | 〃 | 通学費 | 塾代 |

出典：沖縄県「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」

【今後の取組】

育児、子育て等について悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会の実施や各種相談に応じることで、子ども達の健全育成を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業など市町村が実施する子育て支援施策の積極的な活用を促進するとともに、親の修業や疾病等により緊急・一時的に家事・育児等に支障が生じた場合、居宅へ家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣事業）等を実施し、児童の世話等の支援を行います。

ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、保育所等の優先入所を促進します。

また、待機児童数が多い本県の実情を踏まえ、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭に対し、保育サービスの充実を促進します。

未婚のひとり親に係る保育所等利用者負担額の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用について、関係機関と連携して周知徹底を図り、利用を促進します。

なお、国においては、未婚のひとり親に対する税制上の寡婦（夫）控除の適用が検討されているところであり、今後は制度改正の動向を踏まえ、周知を図る必要があります。

県営住宅等におけるひとり親家庭の入居を促進するとともに、母子家庭が安定した暮らしの場を確保出来るよう、母子生活支援施設の運営に対する支援を行います。また、様々な課題を抱え支援が必要なひとり親家庭に対し民間アパート等を活用し、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、生活支援や子育て支援、就労支援等を組み合わせた総合的な支援を行います。

子どもに対しては、将来の自立に向けて基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うほか、経済的な負担になっている進学費

等の支援を充実強化し、ひとり親家庭の子どもの生活の向上と教育環境の充実を図ります。

【具体的な支援策】

- ① ひとり親家庭の子どもの保育所優先入所等の保育サービスの充実促進
- ② 育児、しつけ等に関する生活支援講習会、各種相談事業の実施
- ③ 県営住宅等における優先入居の促進
- ④ 民間賃貸住宅における子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録制度の普及
- ⑤ ひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣事業）の実施
- ⑥ 母子生活支援施設の運営費補助の実施
- ⑦ 各家庭に応じた総合的な自立支援の実施
- ⑧ 学習支援及び修学資金等の貸付の実施
- ⑨ 各種支援策の広報・周知

ウ 養育費の確保及び適切な面会交流支援策の充実

【現状と課題】

平成24年の民法改正により、離婚する時は、親子の面会交流や子の監護に要する費用の分担、その他の子の監護について必要な事項を協議して定めることとされ、協議においては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記されました。

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居する親と子どもとの間で定期的に交流が行われることは、子どもの健やかな成長にとって有意義であり、養育費を支払う意欲にもつながることから、これらの取り決めを適切に行うことが重要です。しかし、本県においては、養育費を受け取っていない世帯は、母子世帯で68.2%、父子世帯で92.1%、面会交流の取り決めをしていない世帯は、母子世帯で67.6%、父子世帯で66.7%となっています。

国においては、養育費や面会交流の取り決めの普及・啓発に取り組んでおり、県では、平成29年度から養育費相談に加えて弁護士による面会交流相談を新たに開始していますが、今後はさらなる周知啓発や相談支援の充実が必要です。

一方、離婚した父母は、複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多く、当事者のみでは面会交流の取り決めや実施が困難な場合があるほか、暴力行為や子どもの連れ去り等の危険が伴う場合もあるため、慎重な支援が求められます。このため、個々の家庭の状況に応じた、子どもにとって望ましい面会交流の実現に向けた相談機能の充実・強化、相談員の専門性の向上が求められています。

図14 養育費の受け取りの有無

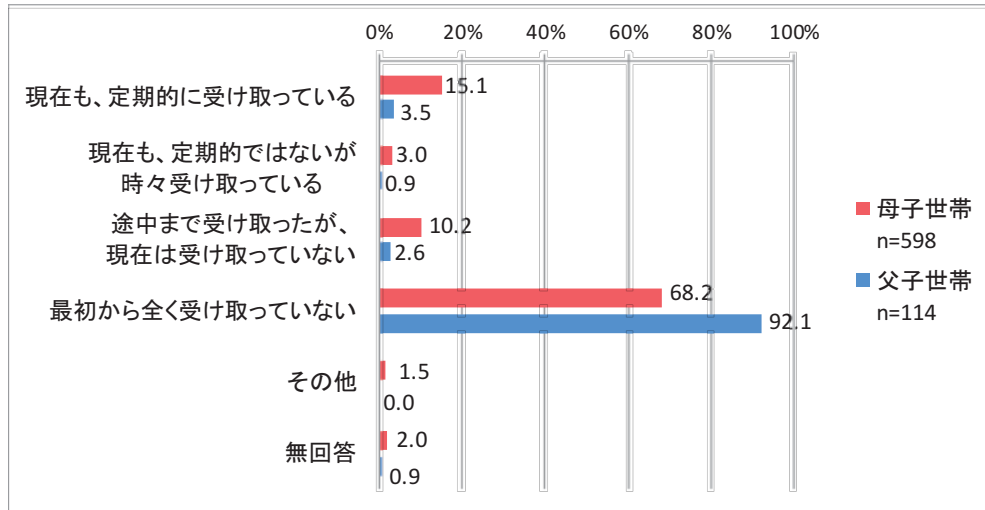
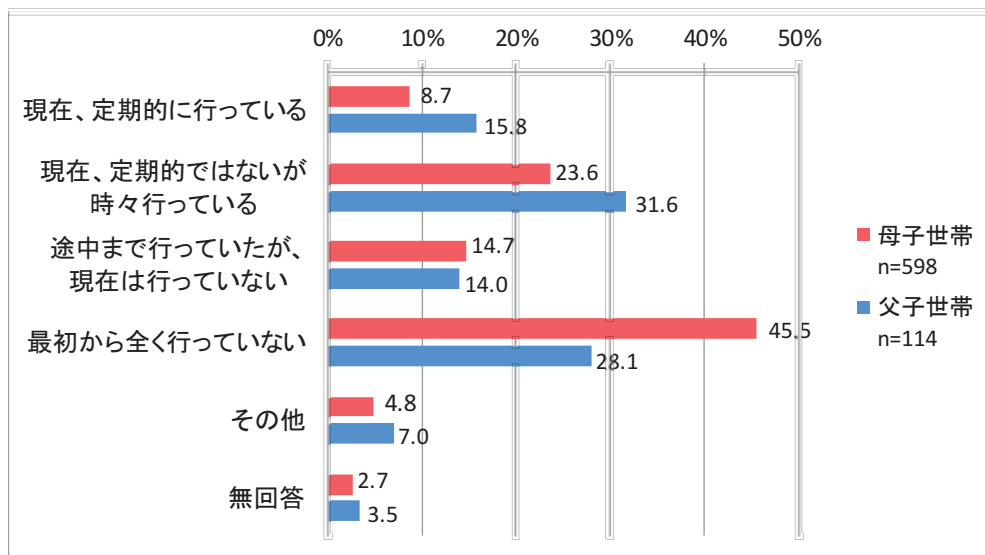


図15 離別した相手と子どもとの面会交流の有無



出典：沖縄県「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」

【今後の取組】

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためには、養育費の確保と面会交流の取り決めは重要であることから、離婚前後における相談体制の充実を図るとともに、各種制度・支援策の活用に向けた積極的な周知広報を行います。

養育費の確保に向けての手続き等について、養育費専門相談員による相談窓口を配置し、情報提供等の支援を行うとともに、必要に応じて弁護士による法律相談や家庭裁判所等を訪問する際の同行支援を行います。

また、養育費は子どもの権利であり、その負担は親として子どもに対する当然の義務であることについて、広く社会一般の共通認識としての醸成を図ります。

面会交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、相談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深め、相談員の資質の向上を図ります。

さらに、適切な面会交流の実施に向けて、各家庭の状況に配慮した段階的な支援の仕組みを構築します。

【具体的な支援策】

- ① 養育費専門相談員による養育費相談事業の実施
- ② 養育費取得に係る各種制度の周知
- ③ 弁護士による法律相談の実施
- ④ 相談員や関係機関等の研修等の実施
- ⑤ 広報・啓発の実施

エ 経済的支援策の充実

【現状と課題】

実態調査によると、年間就労収入については、母子世帯の63.1%が200万円未満で、父子世帯64.2%が300万円未満となっており、苦しい生活事情がうかがえます。

母子世帯の77.9%、父子世帯の71.0%、寡婦世帯の49.1%、養育者世帯の76.8%が現在の暮らしについて「苦しい」と感じています。また、母子世帯、父子世帯、養育者世帯において現在、特に不安や悩みを感じていることで最も多いのは「家計（生活費）」となっています。

ひとり親家庭等が安心して生活し、子育てができるよう、自立に向けた生活基盤の安定のため経済的支援策への取組を行うとともに、その支援策の周知が必要となっています。

【今後の取組】

児童扶養手当の支給をはじめとした経済的支援策を実施するとともに、これらの支援策の周知に取り組みます。

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を適切に実施するとともに、市町村や福祉事務所の相談窓口において広報・周知を行います。

【具体的な支援策】

- ① 児童扶養手当の支給
- ② 市町村が実施する母子及び父子家庭等医療費助成事業に対する補助の実施
- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施
- ④ 各種支援策の広報・周知

オ 相談支援体制の強化

【現状と課題】

実態調査によると、本県の総世帯数のうち、ひとり親世帯は5.62%（母子世帯4.88%、父子世帯0.74%）となっています。

ひとり親家庭等の抱えている様々な課題に対応していくためには、就

業支援、子育て・生活支援、養育費の確保、経済的支援等の総合的な支援の実施が必要であり、そのためには支援体制の充実や支援を行う側の資質向上を図ることが重要です。

また、ひとり親家庭等の抱える課題は多岐にわたり、複雑に絡み合っていることから、支援においては、子育て支援、就労支援、女性相談などに携わる関係機関が相互に連携し、重層的な支援に取り組む必要があります。

父子家庭への支援については、平成26年度の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行により支援の拡充が図られ、父子家庭が利用できる支援施策が増えています。一方、心配ごとや困りごとの相談相手として「相談する人がいない」とする父子家庭が多く、各種支援の情報不足が懸念されることから、インターネットメディアを活用した情報発信など各種広報媒体を活用した情報発信の充実を図り、父子家庭の各種支援策の利用を促進する必要があります。

母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関の相談窓口においては、それぞれの家庭が抱える問題を的確に把握し、利用できる制度や各種サービスについて適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて他の支援機関につなげる等、相談支援体制を整える必要があります。

【今後の取組】

ひとり親家庭等が孤立することなく、必要な支援につながるよう、各種支援策についての周知広報の充実を図ります。

母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関における相談員の資質の向上、相談体制の充実を図ります。

母子・父子福祉団体等の当事者団体の活動を支援するとともに、これらの団体と情報を連携して、当事者への効果的な周知に取り組みます。

【具体的な支援策】

- ① 母子・父子自立支援員の研修等の実施
- ② 母子・父子福祉団体等当事者団体、各自治体、社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携の推進
- ③ 各種支援策の広報・周知
- ④ 児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した各種制度・支援策の周知

(4) 障害児施策の充実

障害児の支援については、障害児の健やかな成長を促すため、療育支援、施設入所支援、通所サービスによる支援及び発達の気になる段階からの相談支援などを中心に取り組んできました。

また、平成24年の児童福祉法一部改正に伴い、障害児支援の法的根拠が同法に規定され、より身近な地域である市町村で、早い段階から相談や通所サービスなどの支援を受けられることとなりました。県の役割としては、障害保健福祉圏域での専門的な支援及び県域の高度・専門的な

支援を提供することとなっています。

しかしながら、障害児を取り巻く環境については、地域における社会資源の偏在、保育所等における受入体制の違い、支援の隙間にある障害児への対応、医療的ケア児への対応、健診段階からの発達の気になる子への対応など、相談支援から各種の障害児サービスへの提供までには、依然多くの支援が必要な状況にあります。

このため、市町村や療育支援事業所、通所サービス事業所などの関係機関と連携を図りつつ、きめ細やかなサービスが提供できるよう各種研修や事業所指導等を通して支援する者のスキルの向上を図るとともに、障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、様々な支援に取り組んでいきます。

ア 障害児福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害児の障害福祉サービスについては、平成24年の児童福祉法の一部改正に伴い、法的根拠が児童福祉法に一括され、従来の児童デイサービスや重度心身障害児（者）通園事業等が、新たに障害児通所支援として児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に整理されました。

県においては、これらの障害福祉サービス事業者の指定及び指導を行うとともに、身近な地域において専門的な支援を行う人材確保、支援体制の整備等が求められていることから、これらのニーズに応え、地域の実情に応じた体制整備を図っていく必要があります。

【今後の取組】

障害児及びその家族が身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村とも連携を図り支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、様々な支援に取り組んでいきます。

【具体的な支援策】

- ① 障害児及びその保護者等が適切な障害福祉サービスを受けられるための、市町村との連携による事業者への指導
- ② 事業所及び支援員のスキルの向上を図るための、児童発達支援管理責任者等に対する研修の開催

イ 障害児療育支援等

【現状と課題】

現在、障害児支援において、身近な地域で早い段階から障害児福祉サービスの支援を提供するのが市町村の役割であり、障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が実施されています。

障害保健福祉圏域での広域的な支援及び圏域の高度・専門的な支援を提供するのが、県の役割であり、障害児入所支援や、障害児等療育支援事業が実施されています。

市町村が行う障害児通所支援では、その事業所数が「第3期沖縄県障害福祉計画」での必要事業所数を上回るなど、サービス量は確保されています。

一方、県の役割である障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児等の地域生活支援や、身近な地域で療育指導が受けられる療育機能充実等を図ることを目的に、5圏域、11施設で実施していますが、地域における社会資源の偏在、支援の隙間にある障害児への対応、障害児支援に関するニーズの高まり等、療育支援事業のより効果的な実施が求められています。

また、保育所における障害児保育に要する経費は地方交付税として措置され、市町村単独事業として行われておりますが、実施状況にばらつきがあることから、適切な実施が求められています。

【今後の取組】

障害児等療育支援事業について、事業効果、課題、改善策等について、関係者とともに調査・検討し、人材の活用・育成・確保・サービスの開発、実施施設と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育機能との重層的な連携といった方向性で事業のあり方を検討し、その結果を事業実施において反映させていきます。

また、保育所における障害児保育が適切に実施されるためには、市町村からの財政支援等が必要であることから、県は、市町村へ助言等を行ってまいります。

【具体的な支援策】

- ① 障害児等療育支援の実施施設の代表者を構成員に加えた、各圏域にある障害者自立支援連絡会議での障害児療育支援事業の実施計画、関係機関との連携、事業実績についての協議、評価の促進
- ② 実施施設と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育機能との重層的な連携の促進
- ③ 市町村において障害児保育に係る財政支援等が適切に行われるよう、必要な情報提供及び助言等の実施

ウ 医療的ケア児支援体制の整備

【現状と課題】

人工呼吸器を装着している障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児、いわゆる「医療的ケア児」については、医療的ケア児が全国的に増加している状況等を踏まえ、平成28年6月に施行された改正児童福祉法において、医療的ケア児に対する支援の必要性が明記されたところです。

在宅療養を行う医療的ケア児等の家族について、①必要な情報の不足、

②医療的ケアの知識及び手技に関する不安、③在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足と地域格差の拡大、④行政機関内及び他機関間の連携不足、⑤地域社会からの孤立といった不安を抱えている状況があります。

医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパイト支援を充実させる必要があり、離島（宮古・八重山圏域）における受入事業所等の確保を含めたサービスの提供体制が課題となります。

また、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合において、十分な技能及び経験を有する施設を利用することができるよう提供体制の確保を行う必要があります。

【今後の取組】

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。県及び各圏域においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置したところであり、今後とも支援体制の構築に向けた取組を実施していきます。また、市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図っていきます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置するコーディネーターの養成に努めます。

常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、レスパイト支援等の充実に努めます。

保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めます。

【具体的な支援策】

- ① 医療的ケア児の支援体制のあり方や、保健・医療・福祉・保育等の各分野の情報共有を図るため、県の「協議の場」の設置・運営
- ② 支援者の知識・技能の向上と、各分野の連携を図るコーディネーターの養成
- ③ レスパイトケアを実施できる受入事業所等の拡大
- ④ 市町村に対する、協議の場の設置・運営や医療的ケア児の把握、支援体制の構築等に関する助言、情報提供
- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備

エ 特別支援教育の推進

【現状と課題】

平成19年度からスタートした特別支援教育の推進に向けては、特別支援学校の在籍児童生徒数の増加、自閉症・情緒障害学級の急増など、連続性のある「多様な学びの場」を充実していく中で特別支援教育のニーズは高まってきています。

幼稚園、小中高等学校、特別支援学校における障害のある子供の切れ目ない支援体制の構築に向けては、インクルーシブ教育整備事業を展開し、子供たちが在籍する学校長を始め、関わる教員の障害についての理解啓発、合理的配慮に基づいた指導力の向上に取り組んでいます。

加えて、センター的機能の役割を担う特別支援学校においても重度重複化・多様化への対応に向けた専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得をはじめ研修等の充実が求められています。

また、学校における支援体制を整備するため、市町村教育委員会との連携や教育事務所管内での学校間、福祉、医療、就労との連携を進める協議会を立ち上げるとともに、難しい支援事例等にも対応するため専門家を学校に派遣する事業も実施しています。

これまでの取組の成果としては、各学校間の連携や医療、福祉等との連携が始まり、支援体制の構築が徐々につながってきているところです。

課題としては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、連続性のある多様な学びの場の充実にあたり、特別支援学級の増加に伴う担当する教員の特別支援教育についての専門性の向上を図ることが求められています。

また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて障害のある子供の一人一人の教育の充実や個に応じた合理的配慮の提供が重要な鍵となってきます。このようなことを踏まえ、適切な実態把握後の「合理的配慮」の対応にむけて教員の資質向上と設置者等に対し、さらなる理解啓発や周知を図ることが喫緊の課題です。

【今後の取組】

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は、克服するための適切な指導や必要な支援を行うものであることから、校内支援体制や教育的ニーズに応じた合理的配慮をもとに全職員が一体となった組織的な取組を推進していく必要があります。

今後とも関わる教員等の専門性の向上と支援の充実に向けて学校支援を行っていきます。さらに、特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

引き続き、障害のある子供にかかわる教育関係者へ障害理解についての啓発を行うとともに、障害のある子供とない子供の交流及び共同学習を推進し、インクルーシブ教育システムの構築に向けても取り組んでいきます。

障害のある子供の切れ目ない支援体制の構築に向けて、福祉や医療等の制度や事業等の理解を進め、互いに連携を進めていきます。

取り組まれたことについては、合理的配慮の事例集や就学に関する資料等の作成を行い、県民への理解啓発を含め、一人一人に応じた教育の充実に向けて取り組みます。

【具体的な支援策】

- ① 管理職をはじめ教員全てが受講する研修による人材育成
- ② 専門家による学校支援
- ③ 合理的配慮の理解啓発と支援方法研修

(5) 発達障害児支援体制の整備

発達障害児の支援については、平成17年に施行された発達障害者支援法において、国、地方公共団体の役割が規定されており、県の役割として、発達障害者支援センターの設置や、市町村の技術的支援に加え、県内の発達障害児支援体制の整備や、医療機関の確保等の役割が求められています。

県においては、沖縄県発達障害者支援センターで、発達障害児に対して、早期発見、早期の支援及びその後の一貫した支援ができるよう、当事者やその家族、市町村や関係機関への専門的・広域的な支援や発達障害についての適切な情報の周知に取り組んできました。

しかしながら、発達障害児を取り巻く環境は、発達障害を診療できる医療機関及び専門的な支援を行う人材の不足、地域における社会資源の偏在や、健診段階からの発達の気になる子への対応、発達障害に対する正しい知識と理解が不十分であることや、一貫した支援を実施するために必要な各関係機関のつなぎ支援等について課題があります。

そのため、発達障害者支援センターを中核的な支援機関として、市町村や発達障害児支援に関わる医療・保健・福祉・教育・労働分野等の関係機関等との連携による地域支援体制の強化を図り、早期発見、早期の支援及び一貫した支援ができるよう各種研修による人材育成や、発達障害に関する正しい知識と理解のための普及啓発等を通じて、発達障害児及びその保護者等が地域で安心して生活できるよう、引き続き様々な支援に取り組んでいきます。

ア 発達障害児支援の体制整備

【現状と課題】

本県では、発達障害児（者）支援の中核的な支援機関として沖縄県発達障害者支援センターで、当事者やその家族、関係機関への支援や発達障害についての適切な情報の周知を推進しています。今後は、発達障害者支援センターを中心として、市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関が協力し、地域支援体制の強化を図る必要があります。

また、平成26年度に「新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」を策定しました。平成30年度が計画の最終年度であり、計画の実施状況や実施に伴う効果、課題を検証したところです。

一方で、市町村による乳幼児健診事後教室の開催など、地域での主体的な支援体制の整備に課題がみられることから、ライフステージで支援が途切れないよう、支援の引き継ぎや各分野の連携等、地域支援体制の

強化を推進する必要があります。

このため、本県の発達障害児（者）支援体制整備の状況を踏まえ、県内の発達障害児（者）支援体制整備を推進していくため新しい計画を平成31年3月に策定し、計画の中において、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制整備の強化を図る等、課題解決のため取り組む施策を盛り込み、発達障害児（者）の支援体制整備の推進に取り組んでいきます。

【今後の取組】

発達障害者支援センターは、当事者やその家族、関係機関に対する専門的情報の提供及び支援手法の提供に努め、発達障害についての適切な情報の周知を推進していきます。また、市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関と協力し、地域支援体制の強化に取り組めます。

また、第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画に基づき、県及び市町村等がそれぞれの役割を認識し、発達障害児及びその家族に対する支援施策について、連携して取組を推進していきます。

沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議においては、庁内の関係各課が連携を図り、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を推進していきます。

【具体的な支援策】

- ① 発達障害者支援センターの発達障害児支援や関係機関等との連携による地域支援体制の強化
- ② 市町村発達障害者支援体制サポート事業による市町村等への技術的支援
- ③ 障害児等療育支援事業等の実施

イ 早期発見・早期支援体制の充実

【現状と課題】

乳幼児健康診査は、発達障害の早期発見の重要な場ですが、本県の平成29年度受診率は1歳6か月児健診が90.5%（全国96.4%）、3歳児健診が87.9%（全国95.1%）で、全国平均よりも低いため、受診率の向上が課題です。

また、乳幼児健康診査における精神発達（発達・行動・社会性・情緒等）、言語発達（言語発達・構音障害・吃音等）の有所見率は、平成29年度1歳6か月児健診が5.2%、3歳児健診が3.9%で、各市町村において乳幼児健康診査後のフォロー事業（親子教室、電話連絡、訪問、個別相談、保育所との連携等）の取組がされています。引き続き健診後のフォロー事業等の促進を含めた早期支援体制を整備する必要があります。

【今後の取組】

乳幼児健診の受診率向上については、各市町村の乳幼児健診受診率や未受診者把握状況、受診率向上の取組等を調査、情報提供し受診率向上

支援を継続していきます。

市町村における早期発見のための健診・相談体制の充実を図るため、乳幼児健診に携わる保健師を対象とした研修会の開催や、問診票や健診マニュアルの継続的な検討及び、必要な改訂をすること等で、乳幼児健康診査の充実を促進します。

また、健診後の有所見であった乳幼児のフォロー事業等の促進や早期支援体制の充実を図るため、各市町村における乳幼児健診フォロー事業や親子通園事業等の具体的な取組、心理士の活用等の調査及び情報提供等の支援を行います。

【具体的な支援策】

- ① 市町村における乳幼児健診受診率、未受診者把握状況、受診率向上の取組等の調査・情報提供による受診率向上の促進
- ② 新任保健師研修会での乳幼児の発達に関する研修の実施
- ③ 各市町村での乳幼児健診後有所見者へのフォロー事業や親子通園事業、心理士の活用等の調査・情報提供による早期支援体制の促進
- ④ 離島保健所における、発達障害専門医等による相談及び研修会の実施

ウ ライフステージに応じた各種支援の取組

【現状と課題】

発達障害児の療育支援については、市町村における乳幼児健診等による発見や早期療育事業（親子教室、親子通園、障害児通所支援事業等）による早期療育の実施、県における障害児等療育支援事業による専門的な療育相談支援を行っています。また、発達障害児の支援を専門的に行うため、発達障害者支援センターを設置し、当事者やその家族、関係機関への支援を推進しています。

しかしながら、発達障害におけるその障害の特性から早期発見、早期の支援に結びつきにくいこと、診断できる医療機関が少ないこと、専門的に支援を行う人材や支援施設が不足していることから、必要な療育支援に結びつかず、その改善に向けた取組が求められています。

さらに、毎年4月の世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間を通じて、県民向けに広く発達障害の正しい知識や理解の推進を図ることを目的とした講演会等の開催や、小冊子の配布を行い、発達障害の普及啓発・情報提供を行っています。

今後は市町村や関係機関等とも連携し、全県的な取組として発達障害の普及啓発活動を推進していくことが求められています。

また、学校教育現場においても、発達障害のある幼児児童生徒は見極めが難しく、早期における発見の遅れにより、育児や学校教育において適切な対応を十分に受けられないことがあります。その結果、自己肯定感の低下、いじめ等二次的な障害を発生させることがあります。

このため、発達障害を含め全ての障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育の校（園）内支援体制を充実することが喫緊の課題です。

【今後の取組】

発達障害児及び保護者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町村等と連携し早期の療育支援の体制整備を推進します。また、地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報を提供し、スムーズに医療機関を受診できるよう支援することや、医療機関従業者向けの研修の実施等を通して、人材育成及び専門性の向上を図っていきます。

そして障害児等療育支援事業による保育所、幼稚園等に対する支援の強化等により、保育所等職員の療育技術の向上や、当事者等への支援の充実を図ります。

発達障害に関する普及啓発については、世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間について全県的な取組を推進し、引き続き発達障害の正しい知識や理解の普及啓発に努めます。

ライフステージに応じた各種支援を行うため、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において、発達障害児を含む障害児の受け入れを行うとともに、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進にあたり、インクルーシブ教育システム整備事業の展開を図り、幼稚園から高等学校、中等教育学校等に特別支援教育コーディネーターを指名し、校内支援体制の充実を図るとともに、障害特性の理解を深化させ、個に応じた指導や支援が図られるよう、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、個々のニーズにあわせた支援を展開します。

あわせて、特別支援学校においては、地域のセンター機能の充実を図ります。

【具体的な支援策】

- ① 地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報提供や医療機関従業者の人材育成
- ② 障害児等療育支援事業等の実施

(6) 子育てに関する内容を含めた女性・男性の悩みに関する相談体制の充実

【現状と課題】

従来、子育てについては女性が主たる役割を担う傾向にありましたが、女性の社会進出が進む中、女性が抱える負担感や不安感が増してきています。このような状況下、男性に求められているのはサポート的な「育児参加」ではなく、女性と同様、主体的な育児への取組であると考えられます。

また、国際結婚した場合は、子どもの国籍の問題、離婚による親権や養育費の問題等を抱えている場合が多く、これらの問題には、日本と外国の法制度や習慣、文化の違いのため、個人の力では解決できないものもあります。そのほか配偶者からの暴力に関する相談は増加傾向にあり、子どもを連れて保護される女性もいます。

【今後の取組】

子育てに関する内容を含め、女性と男性が抱える様々な悩みに関する相談に対して、総合的に答えることができる相談体制を整備します。

また、国際結婚をした女性等からの子育てに関する相談についても、法的手続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携を図ります。

【具体的な支援策】

- ① 女性を対象とした総合的な悩み相談、法的な問題に関する法律相談、精神的な悩みに関する心の健康相談の実施
- ② 国際結婚した女性等を対象とした国際女性相談の実施
- ③ 男性を対象とした総合的な悩み相談の実施



6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策



これまで、仕事と生活の両立を目指し、育児・介護休業法や制度等について、講演会やセミナー等を開催するとともに、仕事と生活の両立に取り組む企業をワーク・ライフ・バランス企業として認証を行い、県の広報媒体（テレビ・ラジオ・広報誌・ホームページ等）を通じて、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要性やそのメリット、先行企業の取組事例等の広報・啓発を行ってきました。

しかしながら、多様な働き方の実現や働き方の見直しにつながる労働時間短縮の動きは鈍く、男性の育児休業取得率も全国よりは高いものの、なお改善が必要と考えられます。

また、仕事と家庭の両立が図られるよう、市町村と連携しながら、保育所や認定こども園、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、ファミリー・サポート・センターの設置等の取組を推進し、多様な働き方に対応した子育て支援を展開してきました。

ファミリー・サポート・センターについては、市町村による設置の促進に努めた結果、目標数を大幅に上回り、現在本島内では広域を含め全ての市町村で対応が可能となっており、会員数、利用件数もともに増えています。

仕事と家庭を両立する上で、ファミリー・サポート・センター等が地域において果たしている子育て支援の役割は極めて重要であり、これら相互の連携を強化することにより、多様なニーズへの対応が可能となると考えられます。

これらの現状を踏まえ、本計画では、男女を問わず働く全ての人が仕事と生活の調和を実現できるよう、引き続きワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発及び企業への働きかけを行うとともに、労働環境の実情を把握し、仕事と子育ての両立のための基盤整備に取り組みます。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現状と課題】

本県は以前に比べ失業率が改善しているものの、全労働者数に占める非正規労働者の数の割合は高く、労働者一人あたりの月間平均実労働時間は全国平均を上回っていますが、労働者一人あたりの賃金水準は全国平均の約8割という現状があります。

また、本県は、育児をしている女性の有業率が全国平均よりも高いことから、男性女性に関わりなく育児等をしながら働くことができる環境の整備が必要です。

平成21年以降の育児・介護休業法の改正で、男性女性の子育て期間中の働き方の見直しが図られたことにより、育児休業取得に対する社会的な理解が進み、県内の女性労働者の育児休業取得率が高まっている一方

で、男性労働者の育児休業取得率は依然低水準にとどまっています。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、男性女性を問わず働く全ての労働者が仕事と家庭を両立し、協力しながら子育てや家庭生活を送るためには、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる労働環境の整備や育児・介護休業法等に関する周知・啓発が不可欠です。

また、女性の社会進出が進む一方で、家庭においては「家事や育児は女性の仕事」といった意識が依然として残っています。本県の男女の1日の平均家事労働時間は、平成23年度現在、女性が3時間29分、男性は38分と、女性は男性の約5.5倍の時間を費やしています。出産後も仕事を続けたい女性が、安心して子どもを産める環境を整えるためには、家事・育児・介護等の家庭責任を男女が分担して行うことが求められており、男性の家庭生活への参画が重要な課題となっています。

【今後の取組】

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できるためには、非正規雇用の正規化の促進や労働条件の向上等といった「雇用の質の改善」が必要です。また、全ての労働者が安心して働きやすい環境を整えることが重要となることから、働き方改革を促進するとともに、労働者の多様な働き方を可能とする労働環境の整備に取り組む企業の支援を推進していきます。

従業員の処遇改善や正規雇用の拡大を図るため、県内企業の取組を促進するとともに、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する人材育成企業認証制度を実施しています。

仕事と生活の調和に配慮した働き方の見直しは、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等につながる取組であるとの理解を深めるため、セミナー等の開催により、更なる周知・啓発を図ってまいります。

また、県内企業に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、企業の実態に即した支援を行うとともに、一般県民や労使、就労前の大学生等を対象とした講座等の開催により、労働環境の整備を促進します。

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を男性にも共有してもらうため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。

【具体的な支援策】

- ① 正規雇用促進に向けた中小企業診断士等の派遣
- ② 県民、労使等を対象とした、雇用の質を高めるための講座の開催
- ③ 国との共催による育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法等に関する説明会の開催
- ④ ワーク・ライフ・バランス認証制度の内容充実や県の広報媒体を活用した周知啓発

⑤ 社会保険労務士等を活用したアドバイザーの派遣

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

ア ファミリー・サポート・センターの機能充実

【現状と課題】

少子・高齢化、核家族化が進行し、家庭や地域における子育て支援機能が低下している中で、働きながら育児や介護を行うことができる環境の整備が求められています。

市町村において、仕事と子育ての両立支援や地域の活性化を図ること等を目的に、ファミリー・サポート・センターの設置が進められてきた結果、平成30年度現在19カ所31市町村で設置されています。

近年、会員数や活動件数がともに増加し、病児・病後児の対応も行うファミリー・サポート・センターも多くなっており、ニーズの高さを示しておりますが、援助を行う側の会員数不足が、課題となっております。

また、本県ではファミリー・サポート・センター連絡協議会が結成されているほか、労働福祉団体やNPOも積極的に活動しており、多様なニーズに対応するためには、これらの関係団体との連携を図る必要があります。

【今後の取組】

県は、地域の実情に応じた市町村におけるファミリー・サポート・センターの運営を積極的に支援します。

今後ますます多様化するニーズへの柔軟な対応に向け、市町村と関係団体等の連携を進めていきます。

また、県の広報誌やホームページ等において、事業内容の紹介や会員募集等の周知を図っていきます。

イ 放課後対策の充実（新・放課後子ども総合プラン）

【現状と課題】

共働き家庭等においては、子どもの小学校入学を期に、安全・安心な放課後の居場所の確保という課題に直面します。その課題を解消するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について整備していく必要があります。

また、次代を担う人材育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことが出来るようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

さらに、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれていることから、放課後児童クラブの追加的な整備を促進する必要があります。

放課後児童クラブ数については、着実に増加しているものの、共働き

家庭の増加等を背景とした利用ニーズの高まりにより、登録できない児童が発生しています。

また、本県では、放課後児童クラブの公的施設の活用割合が低いため、利用料が全国と比べ高い状況にあり、利用料の低減が課題であります。

放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、支援員の処遇改善やキャリアアップの取組を推進する必要があります。

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加していることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要となります。

放課後子ども教室推進事業においては、放課後や週末等に、全ての子ども達の安全・安心な活動拠点として小学校や公民館等を活用し、地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する取組を推進しています。課題としては、活動場所の確保、コーディネーター等人材の育成と確保、地域ボランティアの確保などがあげられます。

【今後の取組】

公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備や運営費等に対する支援を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組みとともに、市町村や関係機関と連携し、小学校など公的施設の整備計画なども踏まえながら、計画的・効率的な整備を促進します。

また、放課後児童支援員認定資格研修を計画的に実施し、支援員の資質向上及び人材の確保に努めます。

放課後子ども教室推進事業については、地域の実情に応じた仕組みの下、地域の様々な方々の参画を得て活動の充実を図る市町村の取組を支援するとともに、研修等の実施による人材育成・確保に取り組みます。

「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ります。

特別な配慮を必要とする児童について、研修等により十分な理解を深めるとともに、受入のための職員の配置に係る費用を支援するなど、学校・家庭との連携の促進に向けた取組を実施します。

【具体的な支援策】

- ① 地域の実情や女性就業率の動向に応じた放課後児童クラブの設置促進
- ② 市町村が行う公的施設を活用した放課後児童クラブ施設整備や運営費等への支援
- ③ 市町村と連携した放課後児童クラブの多様化するニーズへの対応
- ④ 放課後児童支援員の資質向上のための研修の実施及び放課後児童支援員の処遇改善支援
- ⑤ 放課後子ども教室事業実施市町村への支援
- ⑥ 学校・家庭・地域の連携協力を推進するための推進委員会の設置、

各市町村への事業の広報及び指導・助言

- ⑦ 放課後子ども教室推進事業関係者、放課後児童健全育成事業担当者等の資質向上を図るための研修会の合同実施
- ⑧ 各市町村における放課後対策の推進を目的とした放課後子ども総合プラン推進委員会（仮）の設置
- ⑨ 特別な配慮を要する児童の利用推進を図るため、学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との連携の促進

